# 令和3年度

# 大仙市補正予算

(予算に関する説明書付)

[ 1 月 専 決 ]

秋田県 大仙市

# 大仙市補正予算目次

専決第9号	令和3年度大仙市一般会計補正予算(第9号)	-
専決第105	号 令和3年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第1号)	(

### 専決第9号

### 令和3年度大仙市一般会計補正予算(第9号)

令和3年度大仙市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,030,425千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年1月4日

大仙市長 老松 博行

### 一般会計

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

//1/4								\ 1 I-		1 1 4/
	款		項	補 正 前 予 算 額	補 正 📑	9 第 額	補正	後 -	予 算	額
20 繰越金				1, 603, 715		2, 150			1, 6	05, 865
		1 繰越金		1, 603, 715		2, 150			1, 6	05, 865
歳	入	合	計	48, 028, 275		2, 150			48, 0	30, 425

歳 出

(単位 : 千円) 款 補正前予算額 補 正 予 算 額 補正後予算 項 10 教育費 4, 559, 178 2, 150 4, 561, 328 6 保健体育費 2, 150 606, 693 604, 543 歳 出 合 計 48, 028, 275 48, 030, 425 2, 150

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1. 総括

# 歳入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金		1, 603, 715	2, 150	1, 605, 865
	1 繰越金	1, 603, 715	2, 150	1, 605, 865
歳	合 計	48, 028, 275	2, 150	48,030,425

歳 出 (単位: 千円)

ſ									補	Ī	E 額	の	財	源	内	訳
	款			項	補正前の額	補正	額	計	特		定	財		源		一般財源
									国庫支出金	金	県支出金	地方	債	その	)他	州文 於 ///
	10 教育費				4, 559, 178	2	, 150	4, 561, 328		0	0		0		0	2, 150
			6 保健	体育費	604, 543	2	, 150	606, 693		0	0		0		0	2, 150
	歳	出	合	計	48, 028, 275	2	, 150	48, 030, 425		0	0		0		0	2, 150

2. 歳入 <sup>繰越金</sup> (単位 : 千円)

款					節			
	項	補正前の額	補 正 額	計	区分	金額	説	明
	目				区 刀	金額		
2	20 繰越金	1, 603, 715	2, 150	1, 605, 865				
	1 繰越金	1, 603, 715	2, 150	1, 605, 865				
	1 繰越金	1, 603, 715	2, 150	1, 605, 865	1 前年度繰越	2, 150	前年度繰越金	
					金			

3. 歳 出 (款) 10 教育費

(款	)		ī 教育	<b>育費</b>												(単位:千)	·円)
款	項	目	事業	科目名	補正前の額	補正額	計	補特	正 額 の 定 財	財源内	n 訳 一般財源 区	金	節	額	説	明	
10				教育費	4, 559, 178	2, 150	4, 561, 328	国県支出金	地方債	その他	2, 150						
1.0	6			保健体育費	604, 543	2, 150	606, 693				2, 150						
		1		保健体育総務費 スキー場事業特別会計	186, 311 38, 933	2, 150 2, 150	188, 461 41, 083				2, 150 2, 150 2	7 繰出金		2, 150	5104000 観光文化スポー	·ツ部ス 2,	, 150
				繰出金	ŕ	,	,				_,	1919 [-1]		,	ポーツ振興課	,	

### 専決第10号

### 令和3年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度大仙市のスキー場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,111千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」 による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年1月4日

大仙市長 老松 博行

### スキー場事業特別会計

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

_																		•		
		款	項		補正	前	予	算	額	補	正	予	算	額	補	正	後	予	算	額
	2 繰入金							38	, 933					2, 150					41	, 083
			1 他会計繰入金					38	, 933					2, 150					41	, 083
	歳	入	合	計		•	•	38	, 961				•	2, 150					41	, 111

歳 出

(単位 : 千円) 款 補正前予算額 補 正 予 算 額 補正後予算額 項 1 事業費 33, 361 2, 150 35, 511 1 スキー場事業費 33, 361 2, 150 35, 511 計 歳 出 合 38, 961 2, 150 41, 111

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1. 総括

# 歳入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		38, 933	2, 150	41,083
	1 他会計繰入金	38, 933	2, 150	41,083
歳  入	合 計	38, 961	2, 150	41, 111

歳 出 (単位: 千円)

								補	正額	の財	源  内	訳
	款		I	頁	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一加又以加尔
Г	1 事業費				33, 361	2, 150	35, 511	0	0	0	0	2, 150
			1スキー	一場事業費	33, 361	2, 150	35, 511	0	0	0	0	2, 150
	歳	出	合	計	38, 961	2, 150	41, 111	0	0	0	0	2, 150

2. 歳入 <sup>繰入金</sup> (単位 : 千円)

款						節			
	項		補正前の額	補 正 額	計	区分	金額	説	明
		目					金額		
	2 繰2	(金	38, 933	2, 150	41, 083				
	1	他会計繰入金	38, 933	2, 150	41, 083				
		1 一般会計繰入金	38, 933	2, 150	41, 083	1 一般会計繰	2, 150	一般会計繰入金	
						入金			

3. 歳 出 (款) 1 事業費 (単位:千円)

(71)	<u> </u>	1	尹木	<u> </u>												(	<u> </u>
款	項	目	事業	科目名	補正前の額	補正額	計	補 特 国県支出金	正 額 の 定 財 地方債	<u>財源</u> 内源 - での他		区分	金	節	額	説	明
1				事業費	33, 361	2, 150	35, 511				2, 150						
	1			スキー場事業費	33, 361	2, 150	35, 511				2, 150						
		1		スキー場事業費	33, 361	2, 150	35, 511				2, 150						
			10	スキー場運営費	33, 361	2, 150	35, 511				2, 150	10	需用費		2, 150	6105050 教育委員会事務局生活	<b>Ĕ</b> 500
																学習課協和公民館 6105080 教育委員会事務局生》 学習課太田公民館	<b></b> 1,650